

令和2年12月24日開会

第721回むつ市教育委員会

< 目 次 >

- 議案第1号 むつ市教育委員会規則で定める申請書等の押印に関する規則
(総務課)
- 議案第2号 むつ市教育委員会訓令で定める申請書等の押印に関する訓令
(総務課)
- 議案第3号 むつ市教育委員会要綱で定める申請書等の押印に関する要綱
(総務課)

< 事務局からの報告事項 >

- 報告第1号 臨時代理した事項の報告について (総務課)
- 報告第2号 むつ市議会第246回定例会報告 (総務課)
- 報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について (総務課)

< その他 >

新教育委員の選任について

議案第1号

むつ市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

むつ市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求めらる。

令和2年12月24日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

当教育委員会の各種申請書類等のハンコレス化を推進するため、規則で定める押印の義務付けを廃止する規則を制定し、円滑な事務の遂行を図るためのものである。

むつ市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則

令和 年 月 日公布
むつ市教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、むつ市教育委員会規則で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 むつ市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和3年1月4日から施行する。

議案第2号

むつ市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令

むつ市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年12月24日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

当教育委員会の各種申請書類等のハンコレス化を推進するため、訓令で定める押印の義務付けを廃止する訓令を制定し、円滑な事務の遂行を図るためのものである。

むつ市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令

令和 年 月 日公表
むつ市教育委員会訓令甲第 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、むつ市教育委員会訓令で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 むつ市教育委員会訓令で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該訓令の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この訓令は、令和3年1月4日から施行する。

議案第3号

むつ市教育委員会要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

むつ市教育委員会要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和2年12月24日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

当教育委員会の各種申請書類等のハンコレス化を推進するため、要綱で定める押印の義務付けを廃止する要綱を制定し、円滑な事務の遂行を図るためのものである。

むつ市教育委員会要綱で定める申請書等の押印の特例に関する要綱

令和 年 月 日
むつ市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、むつ市教育委員会要綱で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 むつ市教育委員会要綱で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該要綱の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

報告第1号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理したむつ市立苫生小学校空調改修工事について、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和2年12月24日

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

苫生小学校の空調設備改修工事について、令和3年の暖房使用開始時に暖房機能の使用が可能とすべく早期に着工する必要があるため、むつ市教育委員会事務委任規則第3条により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第2号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和2年11月20日

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

苫生小学校空調改修計画について

事業概要

苫生小学校の空調設備及び給水ボイラーの老朽化により設備の停止が多く見られることから、交付金を活用しボイラー、暖房設備等を整備するものである。

各普通教室に暖房設備を整備し、職員室、保健室及び特別支援教室に冷暖房設備を整備する。

令和2年度12月補正予算要求の理由

令和3年度予算で計上した場合、冬季に暖房が使用できなくなる可能性があるため、令和2年度12月補正において予算要求し、令和3年の冬季に間に合うよう早期着工するものである。

工事期間 約9か月

歳出見積額 合計：295,751千円

内訳

委託料	空調改修工事管理業務委託	4,669千円
工事請負費	空調改修工事	291,082千円
内訳	建築工事	48,884千円
	電気工事	71,808千円
	機械設備工事	147,620千円
	空調設備工事	22,770千円

歳入見積額 合計：295,590千円

補助	学校施設環境改善交付金	24,590千円
教育債	補正予算債	190,800千円
	学校教育施設等整備事業債	80,200千円

備考

歳出から歳入を差し引いた161千円は一般財源からの支出とする。

むつ市議会第246回定例会報告 11月25日(水)～12月18日(月)

1. 一般質問 12月3日(木)

質問者 12番 住吉年広 議員

質問事項：教育行政について

- (1) 市内小中学校のエアコン設置状況について
- (2) 保健室に新設でエアコンを設置した場合の費用について
- (3) エアコンを設置していない保健室における暑さ対策について

【答弁概略】

市内の小中学校22校のうち、現在保健室にエアコンを設置している学校は5校となっております。

エアコンの設置されていない学校の保健室における暑さ対策につきましては、扇風機や氷などの冷却資材等の準備、風通しをよくするなどの対策を行っております。

今後、残りのすべての保健室にエアコンを設置する場合、約6,000万円程度の費用がかかるものと試算しております。

教育委員会といたしましては、今後の優先課題と考えております。

質問者 1番 佐藤 武 議員

質問事項：新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について
(2) 成人式の対応について

【答弁概略】

今年度のむつ市成人式は令和3年1月10日、午後1時30分から下北文化会館で実施する予定となっております。

当市では高校を卒業すると多くの若者が進学、就職のためむつ市を離れることから、出席者の多くが市外からの参加となります。

コロナ禍での成人式ということでもありますので、式自体の感染予防対策はもちろんのこと、式の前後に対する配慮、例えば美容院、貸衣装店、飲食店などへの立ち寄り、そして新成人を受け入れる御家庭への配慮も必要と考えております。

成人式を開催するに当たっては、うつらない、うつさないといったことを担保するため、式に出席する新成人にPCR検査を受けていただきます。まず、市外在住の新成人にはPCR検査での陰性を確認したのちに帰省し、式に参加していただきます。

なお、この検査は帰省直前に受けていただくことをお願いします。また、市内の新成人には、式の1週間程度前に受けていただくことをお願いします。いずれにいたしましても陽性の場合、最寄りの保健所か医療機関に相談していただくこととなります。このような対応により、理美容業や飲食業などの皆様をはじめ、市民の皆様の安心と安全に配慮してまいりたいと考えております。

出席者にはPCR検査だけではなく、式典の2週間前からは健康管理をしていただくことや、式典会場でも、検温、マスクの着用、座席の指定、会場の換気を行うほか、座席の間隔を空け、最大収容人員は50%以内とすること、また、式終了後の誘導、成人の同伴者の来場はお断りするなど、可能な限りの対策を実施いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況によりましては、開催の是非も含め判断することとなります。

一生に一度の成人式に新成人の皆さんを、万全の態勢で迎え入れ、地域を挙げてお祝いしたいと考えております。

質問者 17番 岡崎健吾 議員

質問事項：公営住宅について

市営住宅及び教員住宅について

【答弁概略】

市内の教員住宅については、現在、川内町楯木地区及び脇野沢渡向地区教員住宅のみ教職員が入居している状況にあります。

教育委員会といたしましては、教職員の入居の動向や施設の状況を確認し、今後他の用途として利活用が見込まれるような場合には、市長部局と協議の上、普通財産に移行することについて検討してまいりたいと考えております。

質問事項：教育について

(1) 午前5時間授業について

(2) 国語力について

【答弁概略】

この取組の主なメリットとしては、授業時数の確保、児童・生徒の放課後時間の充実、教職員の多忙化解消等が挙げられる一方、デメリットとしては、トイレ休憩や教室移動の時間が十分取れなくなったり、給食の開始時刻が遅くなったりして、児童・生徒に負担をかけることが考えられます。また、登校時刻が早まることによる学区外通学の家庭や遠方から通う教職員の負担、放課後の子供の居場所づくりも大きな課題と考えられます。

日課表の作成は、校長の権限で行うことになっており、毎年見直しが行われているものの、市内で日常的に午前5時間授業を導入する小・中学校がないのは、このようなデメリットを考慮してのことだと思われれます。

教育委員会といたしましては、現在市内一斉に導入することは考えておりませんが、先進的に取り組む全国の学校の動向を注視しながら、一層教育の質を高める工夫を探ってまいります。

新学習指導要領では、言語能力を全ての学習の基盤となる資質・能力として重視しており、特に国語科の役割は大きいとしています。

各学校では、国語科で「話す・聞く」「書く」「読む」能力や語彙力をしっかり身に付けさせ、その力を他教科の言語活動に生かす等、教科の枠を超えた授業改善に力を注いでおります。

その成果として、今年度のむつ市総合学力調査では、受検した全学年の国語の正答率が全国平均を上回る結果が得られました。

教育委員会といたしましては、国語力をこれからの時代を生きる児童・生徒に必要な不可欠な力と捉え、実生活で生きて働く言葉の力を一層高めるために、学校訪問や研修講座の内容を充実させ教師の授業力向上を図るとともに、読書活動の推進、新聞の購読事業の継続等に努めてまいります。

質問者 5番 野中貴健 議員

質問事項：児童、生徒の健康について

- (1) 市内の小・中学生における肥満傾向児の出現率が県平均より高い水準にあるが、これまでの取組についてうかがいたい。
- (2) 肥満傾向児の出現率が高い水準にある理由として、何が原因として考えられるか。
- (3) スポーツテスト、体力測定等の実効性について
- (4) 今後の健康教育の取組について

【答弁概略】

各学校においては養護教諭を中心として、肥満傾向の子どもに対し、個別の相談と体重計測を定期的を実施し、生活習慣の改善に向けて支援しております。

また、保健だより等において「早寝・早起き・朝ごはん」を各家庭に呼びかけたり、マラソンや縄跳びなどの運動を始業前や業間に実施したりするなど、子どもの実態に合わせて工夫ある取組が実践されております。

肥満の原因についてであります。日常の食生活や運動不足、インターネットやゲームの普及による生活様式の変容など、さまざまな原因が絡み合っているものと考えられますが、いずれも全国的な傾向と変わりはないものと考えております。

一方、小学校入学後に肥満傾向が急に強まるものではないことから、乳幼児期からの食生活が影響していることも考えられます。

教育委員会では、各学校に対し、スポーツテストの結果を分析した上で「体力向上計画」の作成及び提出を依頼しております。この「体力向上計画」は、児童生徒の実態に応じて、必要とされる運動に意図的・計画的に取り組ませることにより、苦手な運動の克服をねらいとして作成しているものであります。

具体的には、マラソンや縄跳びの他、体育の時間の準備運動で柔軟性や瞬発力の向上のために、一定期間特定の運動に取り組ませるなど、スポーツテストの結果を踏まえて実施しております。こうした取組の結果、小学校では県平均に届いていない種目でも、中学校では16種目中15種目で県平均を上回るなど、成果が表れております。

教育委員会では健康教育の一環として、『健康の未来』を変えるプロジェクト授業」を、平成28年度以降、市内延べ10校の小・中学校において実施してまいりました。授業の前半で、主に生活習慣病の予防について取り扱い、後半では弘前大学大学院医学研究科中路重之特任教授から指導・助言をいただくことで、子ども達が健康の大切さに気づくとともに、学んだことを家族へ伝えようとするなど、健康に対する意識の向上が見られております。

教育委員会といたしましては肥満傾向児の減少には、家庭の協力が必要不可欠であると考えております。

そのため、今後ますます家庭と学校との連携が深められるよう、子ども達の健康保持・増進の基盤をなす取組の一層の充実に努めてまいります。

質問者 15番 佐藤 広政 議員

質問事項：子ども達の教育環境について

- (1) 学校ICTの環境整備状況について
- (2) コロナ禍、ポストコロナにおける学校教育について
- (3) 学校教育における今後の課題について

【答弁概略】

タブレット端末の配付状況についてであります。タブレット端末は11月中にすべての学校に納品されております。

今後のスケジュールといたしましては、学校内のネットワーク環境の整備のための工事等を行っていく予定であり、その後、端末のネットワーク設定等の作業を行うこととしております。

また、教職員向けの取扱いマニュアルを作成し、使用環境が整う来年2月を目途に研修を実施してまいりたいと考えております。

学校での授業を受けることが困難な児童生徒や特性のある児童生徒へのICTを活用した学習支援についてですが、学校で授業を受けることが、困難な不登校児童・生徒に対してであります。むつ市教育研修センター内に設置しております。むつ市適応指導教室に通室する児童・生徒につきましては、同所に設置されております。タブレット型端末を活用して、必要に応じて学習支援を行うことが可能な体制を整えております。

一方、適応指導教室に通室できない児童・生徒につきましては、各家庭のICT端末の保有状況及び通信環境等が異なることから、現状では各学校ごとにICTを積極的に活用して学習支援を行うことは困難な状況であります。

また、特性のある児童・生徒へのICTを活用した学習支援については、授業の様々な場面でデジタル教科書やタブレット型端末の活用が図られ、写真や動画などを見ながら学習内容をよりイメージしやすくするなどの支援の工夫がなされております。

これらICTは、どの児童・生徒にも分かりやすい授業、いわゆる授業のユニバーサルデザインにつながり、特性のある児童・生徒はもちろんのこと、全ての児童・生徒に対する学習支援としても大いに活用されております。

教室内の空調設備やエアコンの設置についてであります。新型コロナウイルス感染防止に係る教室内の換気対策といたしましては、今年度市内小中学校のすべての教室に扇風機を配置しております。

エアコン等の空調設備につきましては、現在、当市の平均最高気温が学校環境衛生基準の28度を上回る日は、限定的な状況となっていること、また、市内小中学校のすべての教室へエアコンを設置するとした場合、多額の費用を要する見込みであり、財政的に非常に厳しいことから普通教室には設置していない状況にあります。

教育委員会といたしましては、まずは保健室へのエアコンの設置を優先的に進めたいと考えており、来年度予算に計上すべく財務当局と協議を進めているところであります。

次に、身体的距離を確保するための少人数学級についてであります。小中学校の学級規模につきましては、児童生徒へのきめ細かな指導が可能となるといった教育の質の向上が期待できる点や、教職員の長時間労働の軽減に資することから、一部学年において35人学級を実施しているほか、教職員の加配定数の拡充が進められるなど、これまでも徐々に引き下げられてきたところであります。

さらに、今般の新型コロナウイルスを取り巻く状況を踏まえ、今年7月、全国知事会、全国市長会、全国町村会の3団体が文部科学大臣に対し、公立小中学校において少人数学級を早急に導入するよう求める緊急提言書を連名で提出したほか、内閣が開催する教育再生実行会議のワーキング・グループにおきましても、少人数学級導入に向けた議論が進められているところであります。

しかしながら、その実現のためには、どのように教職員を確保していくのか、また、感染症対策を行う上での適正な学級規模はどの程度であるのかなど、多くの課題があるものと受け止めております。

教育委員会といたしましては、このような実情を認識しつつも、少人数学級の早期実現のため、引き続き粘り強く国や県等への要望を行ってまいりたいと考えております。

医療的ケア児、特性のある児童・生徒の通常学級への受け入れにあたっての課題についてであります。当該児童・生徒の通常学級への受け入れにあたっては、個別の支援や集団の中での指導など、状況に応じた教育的配慮が求められます。

むつ市では、人的支援が必要な学校にスクールサポーターを配置し、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに沿って支援にあたるよう、支援体制の充実に努めているところであります。

今後も、インクルーシブ教育システムの視点から、共に学ぶ場を保障するとともに、一人一人の児童・生徒の教育的ニーズに寄り添い、適切な支援体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、小学校高学年の教科担任制の課題についてであります。文部科学省の諮問機関、中央教育審議会の初等中等教育分科会は、昨年12月に「新しい時代の初等中等教育の在り方（論点まとめ）」で「教科担任制」についての方針を取りまとめました。

「教科担任制」とは、各教科を専門の教員が教える指導体制であります。令和4年度を目途に小学校5、6年生において本格的に導入すべきだとしております。

「教科担任制」の導入によって、教員の専門性を高めて授業の質を上げるという点と、授業準備の負担を軽減し、働き方改革につなげるという点がメリットとして掲げられておりますが、相応の人員配置が必要であることが、課題であると認識しております。

今後につきましては、現在むつ市において、理科、外国語など教科によって「教科担任制」を導入している学校もありますことから、その取組による成果を生かしつつ、今年度末にも出される見通しの中教審答申も踏まえて、「教科担任制」への対応について検討してまいりたいと考えております。

質問者 11番 鎌田 ちよ子 議員

質問事項：環境行政について

(2) 児童・生徒への環境教育について

【答弁概略】

学校では、小学校の家庭科や、中学校の社会科の授業において、ゴミを減らす「リデュース」、再利用する「リユース」、再生利用する「リサイクル」という3R（スリーアール）について学ぶなど、循環型社会の実現に向け、どのような取組ができるかを学習しております。

学校の学習だけでなく、青森県の事業であり、ごみ排出量、リサイクル率の改善を目的に実施された「小学生3Rチャレンジ」等を通して、これからの時代を生きる子どもたちに対する取組を行っております。

2. 議案審議 12月9日（水）

教育委員会関係

議案第 97号 指定管理者の指定について

議案第110号 令和2年度 一般会計補正予算

質問者 18番 原田 敏 匡 議員

質問事項：議案第 97号 指定管理者の指定について
予算減額の原因について

【答弁概略】

むつ市海と森ふれあい体験館を公募するに当たり、これまでの実績と今後の事業の継続性を精査し、市の指定事業を見直したことが主な要因となっております。

見直しの主なものといたしましては、「イルカ教育活動」と「ジオパーク教育活動」でありまして、両事業は調査研究に精通した専門的な知見を有する人材を確保するため、研究職としての人件費や調査活動費を積算しておりましたが、イルカの事業に係る地方創生交付金の補助が終了したこと、また、川内小学校の児童によるウミナ研究発表が一区切りとなったことなどから、指定管理料が減額となったものであります。

なお、指定事業から外れた事業につきましては、今回公募のありました団体において自主事業として計画しているとのことであり、利用者へのサービス低下はないものと考えております。

質問者 15番 斉藤 孝 昭 議員

質問事項：議案第110号 令和2年度 一般会計補正予算

小学校大規模改修事業が補正予算によって行われる理由と繰越明許になった経緯について

【答弁概略】

本事業が補正予算によって行われる理由につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の活用を検討しており、国の1次補正予算に伴う同交付金がこの度交付決定となったことから、本定例会への補正予算の上程となったものであります。

また、繰越明許費を設定する経緯につきましては、この補正予算が本定例会で御議決賜りましてから入札に向けた準備となり、契約までに日数を要すること、また、児童の学習への影響をできるだけ少なくするために、学校の長期休業を中心に施工し、来年の暖房の使用に間に合うように工事を進めることになるなど、年度内の完成が困難なことから繰越明許費を設定したものであります。

→ 12月18日、原案可決

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

1. 時系列及び現状（前回報告後から）

11月30日（月） 学生等支援金振込

12月28日（月） 学生等支援金振込（予定）

2. むつ市学生等緊急支援事業

10月31日（土）時点で申請のあった者に対し、12月28日付けで給付又は貸与を行う。

区分	想定数	申請件数(10/31時点)	前回報告比	申請率	給付予定金額
給付	98名	98名	0	100%	2,700,000
貸与	200名	19名	0	9.5%	1,380,000

※貸与者19名のうち1名は貸与を年度途中から辞退。

3. 参考資料

○発送文書

12.8 新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた旅行等の考え方について

む教総第1940号
令和2年12月8日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた旅行等の考え方について

令和2年11月27日開催の第36回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知以降における、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、旅行等の考え方を別紙のとおり変更いたします。

本通知は、旅行そのものを制限するものではありません。一方で各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の考え方につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

現在、むつ市では「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」を「感染者多数発生地域」と判断しております。

現在の感染者多数発生地域は「北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県」となります。本地域の判定については別紙にて確認方法を記載しておりますが、ご不明点がある場合は、教育委員会までお問い合わせください。

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111 (内線3116)

市教育委員会からの通知に係る今後の考え方について

(別紙)

対象	行動内容	11月4日からの制限	12月9日からの考え方	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	検温	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスク	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	学校教育活動においては、原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
児童生徒(転入生)	むつ市内への転入	県外からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意すること。	県外からの転入者に関しては、口頭により担任へ報告し、体調管理に留意すること。	変更なし
県費負担教職員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	出張	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と校長が認める場合のみ可とする。	出張先の制限無し ↓ 感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
学校給食調理員 学校給食作業員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし
スクールサポーター 小中一貫教育非常勤 講師 学校用務員 外国語指導助手	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外※1への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて校長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急 の旅行は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による校長への報告をし、「むつ市へ来訪される皆様へ」を校長へ提出すること。 体調管理に留意すること。	変更なし

対応変更

対象	行動内容	11月4日からの制限	12月9日からの考え方	変更点
(参考)むつ市職員	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北管外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「出張・私用旅行報告書」を用いて所属長及び部局長へ報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努める。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不要不急の旅行 は、自粛すること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	出張	出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。 感染予防等に努め、体調管理に留意すること。	感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止とする。 その他の県外の出張については、出張先の感染情報について十分情報を収集し、真に必要と部局長が認める場合のみ可とする。	出張先の制限無し ↓ 感染者多数発生地域※2への出張は原則禁止
	他地域在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、チェックリストにより所属長及び部局長への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし
	検温	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	実施。 37℃以上で出勤見合わせ 出勤困難休暇。	変更なし

※1 「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

※2 「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。
検索サイトで「新型コロナ 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナ 感染状況のステージと6指標 - Yahoo! JAPAN」を選択。
画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。
上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。
URL「<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>」
「感染者多数発生地域」については、毎週金曜日に各学校にメールにてお知らせいたします。
令和2年12月4日現在では「北海道・東京都・愛知県・大阪府・兵庫県・沖縄県」が感染者多数発生地域に該当します。

(注意1) 市外出張、市外旅行を実施する際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(GOCOA)を活用するよう御協力をお願いいたします。

(注意2) 接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力をお願いいたします。

む教総第1940号
令和2年12月8日

保護者の皆様

むつ市教育委員会
教育長 氏 家 剛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた旅行等の考え方について

令和2年11月27日開催の第36回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議における結果に基づき、これまで市教育委員会より通知させていただきました各種取扱い等について、別紙のとおり今後の考え方との比較一覧を作成いたしましたのでお知らせいたします。

前回の通知以降における、新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、旅行等の考え方を別紙のとおり変更いたします。

本通知は、旅行そのものを制限するものではありません。一方で各自の判断において感染予防対策をとりながら行動していただき、一人ひとりが国の示す「新しい生活様式の実践例」に基づき行動するようお願いいたします。

県内の移動につきましても、感染症の発生状況を十分に確認していただき、外出する際には、感染対策について十分留意願います。

なお、本通知に伴う変更は「当面の間」とし、今後の考え方につきましては、国内での感染の状況や政府の対応により判断し、通知することとなります。

現在、むつ市では「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」を「感染者多数発生地域」と判断しております。

現在の感染者多数発生地域は「北海道、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、沖縄県」となります。本地域の判定については別紙にて確認方法を記載しておりますが、ご不明点がある場合は、教育委員会又は学校までお問い合わせください。

【担 当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電 話 22-1111 (内線3116)

市教育委員会からの通知に係る今後の考え方について(R2. 12. 9～)

(別紙)

対象	行動内容	これまでの対応	今後の対応	変更点
児童生徒(在校生)	私用旅行	旅行先の感染情報について十分情報を収集し、各自慎重に判断すること。 むつ市を含む下北※1管外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて報告すること。 県内への旅行についても、感染予防等に努めること。	県外への旅行については、旅行先の感染情報について十分情報を収集し、感染予防対策をとりながら各自慎重に判断すること。 ただし、感染者多数発生地域※2への 不急 の旅行は、極力控えること。 県外への旅行を実施した場合は、体調管理に留意し、「旅行等実施報告書」を用いて担任へ報告すること。	感染者多数発生地域※2の指定無し。 報告書はむつ市を含む下北※1管外への旅行を実施した場合に提出すること。 ↓ 感染者多数発生地域※2への旅行は極力控えること。 報告書は県外への旅行を実施した場合においてのみ提出すること。
	検温	実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	実施。 37℃以上で出校見合わせ 出席停止扱い。	変更なし
	マスクの着用	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	学校教育活動においては、 原則マスクを着用。	変更なし
	県外在住者との接触	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断すること。 県外在住者との接触については、口頭による担任への報告及び体調管理に留意すること。	変更なし

※1 「むつ市を含む下北」とは「むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村」を言う。

※2 「感染者多数発生地域」とは「直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり15人以上の都道府県」をいう。
検索サイトで「新型コロナウイルス 感染状況のステージと6指標」と検索し、「新型コロナウイルス 感染状況のステージと6指標 - Yahoo! JAPAN」を選択。
画面上部の「新規報告数」をクリックすることで確認が可能。
上記のサイトにおいて数値が「15.00」以上である都道府県が該当。
URL「<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>」
不明な点があれば教育委員会又は学校にお問い合わせください。
令和2年12月4日現在では「北海道・東京都・愛知県・大阪府・兵庫県・沖縄県」が感染者多数発生地域に該当します。

備考
市外への私用旅行をする際は新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)を活用するよう御協力をお願いいたします。
接触者の所在地の感染状況及び接触者の体調、行動歴の確認をし、各自慎重に判断し、感染症拡大防止に御協力を願います。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(様式)

旅行等実施報告書

小(中)学校

氏名

期 間			同行者	どこに
月 日	～	月 日		旅行等内容
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		
月 日	～	月 日		

令和2年12月9日以降、県外へ旅行等を行った場合はご記入いただき、
学級担任へ提出して下さるようお願いいたします。